



平成27年5月8日

各位

会社名 株式会社ショクブン  
代表者名 代表取締役社長 川瀬 公  
(コード番号9969 東証・名証2部)  
問合せ先 常務取締役総務部長 小川 典秀  
(TEL 052-773-1011)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について、下記のとおり一部改定することを決議しましたので、お知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております。)

## 記

### (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を制定する。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。

内部監査部門は総務部と連携の上コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。

法令上疑義のある行為等については、役職員が電話、電子メール等によって自由に総務部または監査役に通報や相談ができるよう通報者の保護を強化する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規定により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、流通及び食品衛生管理等に係るリスク等会社を取り巻くリスクについては、それぞれの担当部署にて、情報の管理、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについてはすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、その目標達成のために各部門の業務担当取締役は具体的目標及び効率的な達成の方法を定め、ITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の業務の適正を確保するため、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用する。

グループの事業に関して責任を負う取締役等に、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、総務部はこれらを横断的に推進し管理する。

(6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

監査役スタッフは監査役の指揮命令に従うものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制、及び当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

上記の報告を行った当社及び子会社の取締役または使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

監査役から監査役の職務の執行について生ずる所要の費用の請求を受けた時は、速やかにその費用を負担する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図る。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制

市民活動の秩序や安全の脅威となる反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係遮断に向けた取組みを推進する。

以上